

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標

前 文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センターを併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に貢献するとともに、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、地域における病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

加えて、近い将来その発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応や地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応が求められている。

こうした中、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第2期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めることが重要である。

特に、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。

このため、第3期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の中核的病院として更なる公的役割を担い、地域住民から、さらに信頼され、期待され、愛される病院を目指していくため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。

イ 最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを推進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

- ア 選ばれる病院であり続けるため、患者のニーズを的確に把握し、病院内外における継続的な改善策を講じることにより、患者サービスの向上推進に努めること。
- イ 病院のホームページや地元広報誌の活用等により、病院の役割や医療提供内容等を積極的に情報発信するなど、開かれた病院づくりに努めること。
- ウ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

(3) 救急医療の強化

- ア 東部Ⅱ救急医療圏の自己完結率を高めるため、施設整備を積極的に推進し、救急医療体制を充実させるとともに、県北部の最重要な救急医療施設としての機能を担うための取組を図ること。
- イ 地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

(4) がん医療の高度化

- ア 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、県北部のがん診療拠点の整備に向け、集学的治療の推進や高度医療機器の導入による強みを活かしたがん診療の質の向上に努めること。
- イ 地域で化学療法や緩和ケアを受けたい患者ニーズに対応するため、県北部におけるがん診療提供体制の構築に努めること。

(5) 産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の一層の充実を図るとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、地域における中核的な小児・周産期医療機関として求められる役割を着実に果たすこと。

(6) 特色ある医療の更なる推進

県内唯一の医療分野である「手の外科センター」をはじめ、「脊椎脊髄センター」や「糖尿病・内分泌センター」などの専門的な人材能力を活かした医療の充実を図るとともに、積極的な情報発信を行うことで、病院の特色ある医療の更なる提供拡大に努めること。

(7) 生活習慣病に対する医療の推進

地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を推進するとともに、健康管理センターでの予防健診の充実や受入の拡大に努めること。

(8) 感染症対策の推進

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策を推進し、感染症流行時においても、地域住民に対して安全かつ適切な医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。

2 地域医療・介護支援

(1) 医療・介護連携の充実

- ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携強化による「紹介率・逆紹介率」の向上に努めること。
- イ 医療連携体制に基づく地域完結型の医療を実現するため、地域の医療機関、介護機関等との情報共有の強化を図り、地域連携クリティカルパスの整備・普及に努めること。
- ウ 地域包括ケアシステムの深化に向けて、地域包括支援センターや関係機関との連携のもと、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅における地域の実情に寄り添った適切な医療の提供に努めること。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターにおける健診活動の推進を図るとともに、地域住民の健康に対する啓発を促進し、住民の健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

3 災害時における医療救護

(1) 災害拠点病院としての機能強化

地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するとともに、災害対応能力を抜本的に強化し、吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての機能の向上を図ること。

(2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化・技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の一層の強化に努めること。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医師の確保・養成

- ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の確保・養成に努めること。
- イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに、質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

(2) 医療従事者の確保・養成

- ア 看護師やその他のコメディカルなど医療従事者の一層の確保に努め、各職種において職務に専念できる体制づくりを図ること。
- イ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。

(3) 看護専門学校の充実強化

- ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。
- イ 県内の高等学校等との連携強化により、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、学生が安心して学べるよう、施設等の適正な維持管理に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び院長は、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の適切な労務管理を行うための制度の構築に努めること。

(2) 他職種間での連携・協力体制の構築

業務の適正化・スリム化を図るため、各職種の業務内容を可視化し、職員間の連携強化に努めるとともに、管理者側が積極的に職員と連携できる体制を構築すること。

(3) 適正な人事評価の実施

職員の資質、能力及び勤労意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。

(4) 県立病院との連携

- ア 総合メディカルゾーンにおける北部ブランチ病院としての役割を踏まえ、患者サービスの向上に資するICTを活用した医療情報の連携について検討を行うこと。
- イ 医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携によるより効果的な医療提供体制を構築すること。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、良好な職場環境づくりに努めること。

(2) 働き方改革への対応

職員の福利厚生充実、女性職員の働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

(3) 職員の処遇改善

優秀な人材の流出を防止するため、職員が高いモチベーションを持ち安心して働き続けることができる就労環境の構築に向け、職員の処遇改善について、抜本的な改革を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を徹底し、経常収支比率100%以上を維持すること。

2 医業収支比率

医業収支比率について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

3 収益の改善

(1) 収入の確保

ア 病院全体での収入目標を定め、病床利用率等の収入確保につながる数値目標を適切に設定するとともに、効率的に高度専門医療を提供し診療単価の向上に努めること。

イ 診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の強化を図るとともに、病院が持つ医療資源を最大限活用し、新たな収入の確保に努めること。

(2) 費用の抑制

ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や、新たな院内物流管理システムの導入による在庫管理の適正化及び管理業務の負担軽減の推進を図り、費用の抑制に努めること。

イ 契約方法の定期的な見直しを行うとともに、国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、後発医薬品の利用促進に努め、費用の節減を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

2 人員配置の弾力化

来院範囲の広域化や手術件数の増加に迅速に対応できるよう、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 第3期中期計画

第1 前文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、徳島県北部を中心に、香川県東部や兵庫県淡路島地域をも診療圏とし、政策医療を担う地域の中核的かつ急性期病院として極めて重要な役割を果たしている。

また、「看護専門学校」、「健康管理センター」を併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に加え、地域の健康増進にも貢献するとともに、地域完結型の医療提供体制の確保に積極的に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、地域における病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、将来の医療需要に対応し地域住民の医療ニーズに応じた、安全で質の高い医療の提供に努めることが重要である。

加えて、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害への対応や地域において重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応が求められている。

このため、第3期中期計画を次のとおり定めることとし、地域の中核的病院として、地域住民から、さらに信頼され、期待され、愛される病院を目指していくため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の特長を最大限に生かし、求められる医療の継続的かつ安定的な提供に取り組む。

第2 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの「4年間」とする。

第3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現に向け、「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。

イ 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実及び鳴門市と連携した医師確保策を推進し、医療提供体制の充実・強化を図る。

ウ 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。

【電子カルテ登録のクリティカルパス件数】

令和元年度実績値 23件 ⇒ 令和6年度目標値 34件

エ 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方針の検討・評価を行うとともに、医薬品等の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

ア 医療・介護・福祉・生活等の総合窓口機能を担うよう、「患者サポートセンター」の充実・強化を図る。

イ 患者やその家族のニーズに応じた「診療科」や「専門外来」の設置・検討を進めるとともに、意見箱の活用や定期的な患者満足度調査を通して、来院者の意見・要望の把握と速やかな改善に努め、患者サービスの向上を図る。

ウ ホームページのリニューアルやSNSの活用等に加え、市町の広報とのコラボを検討・推進することにより、当法人ならではのPR情報を有効かつ積極的に発信する。

エ 「鳴門病院まつり」(仮称)など、地域と一体となったイベントを展開する。

(3) 救急医療の強化

ア 2次救急医療機関として、救急医療チームの整備・充実を図り、「救急科」を核とした、地域の要となる「断らない」救急医療体制を確保する。

イ 地域消防との連携の深化、ヘリポートの整備検討や救急専用病床の確保などの施設整備を推進し、県北部の「最重要な救急医療施設」として、感染症にも対応可能な「徳島県鳴門病院救急総合診療センター」(仮称)の整備を図る。

【年間救急搬送受入率】

令和元年度実績値 85% ⇒ 令和6年度目標値 90%

(4) がん医療の高度化

ア 「高精度リニアック」や「PET-CT」などの高度医療機器の強みを活かすとともに、手術から化学療法、放射線治療、緩和ケアまで、がん診療連携拠点病院と連携した質の高い「フルセットの医療」を提供する。

イ がん患者の方々の生活の質(QOL)の維持向上を図り、住み慣れた地域でその人らしく穏やかに過ごせるよう、「緩和ケア病床」の整備を推進するとともに、在宅においても安心して生活を送りながら、がん治療が継続できるよう、「外来化学療法」の拡大・充実を図る。

【年間外来化学療法延件数】

令和元年度実績値 1,314件 ⇒ 令和6年度目標値 1,650件

【年間がん入院患者延数】

令和元年度実績値 12,244人 ⇒ 令和6年度目標値 12,900人

(5) 産科医療や小児医療の充実

ア 産科，小児科病床を有する北岸地域で唯一の中核病院として，周産期母子医療センターと連携し，産科医療や小児医療の役割を着実に果たす。

イ 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携した体制の構築により，産科医療及び小児（救急）医療の確保・充実を図る。

(6) 特色ある医療の更なる推進

ア 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら，当院の「手の外科センター」，「脊椎・脊髄センター」，「糖尿病・内分泌センター」といった特色ある医療をさらに推進し，質の高い医療を提供するとともに，県内外に向け，積極的なPRを行っていく。

イ 「手の外科センター」や「脊椎・脊髄センター」等とも十分に連携しながら，急性期や回復期など，それぞれの時期や患者の方々の状態に応じた，適切な「リハビリテーション」の更なる充実を図る。

(7) 生活習慣病に対する医療の推進

ア 健診受診者に対する積極的な保健指導の実施に加え，精密検査等が必要な方への医療機関の受診勧奨を励行する。

イ 各自治体や企業，団体と連携した「生活習慣病予防」の充実・強化を図る。

(8) 感染症対策の推進

- ・ 地域住民の方々が安心して暮らし，病院を受診することができるよう，感染管理部門の充実や感染症対策も考慮したリバーシブルな施設整備の検討を行うなど，新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症対策を強化する。

2 医療・介護連携の充実

(1) 地域包括ケアの推進

ア 「連携医療機関登録制度」を有効に活用し，地域の緊密な連携のもと，それぞれが役割分担を図りながら，患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立する。

イ 地域と連携しながら，在宅や介護施設で療養している患者の受入れや在宅復帰支援等に対応するため，「地域包括ケア病棟」を整備する。

【年間紹介率】

令和元年度実績値 76.7% ⇒ 令和6年度目標値 78.0%

【年間逆紹介率】

令和元年度実績値 101.5% ⇒ 令和6年度目標値 110.0%

(2) 地域住民の健康維持への貢献

- ア 高度医療機器を有効活用した「新たな検診プラン」の創設や専用病床の充実を図ることにより、人間ドック事業を推進するとともに、地域と一体となった「健康づくり拠点」の整備を推進する。
- イ メールマガジンやLINEなど新たな情報ツールを活用した積極的な情報発信を行うとともに、関係自治体と連携した健康・検診情報の提供に努める。
- ウ 健康管理センターと病院の有機的なシステム連携により、地域住民の健康増進を積極的に推進する。

3 災害時における医療救護

- (1) 平時から災害時までシームレスな医療機能の強化を図るため、大型ヘリが離発着可能な「ヘリポート」の設置を検討する。
- (2) 南海トラフ巨大地震に対応した「津波防潮堤」の設置など、抜本的な浸水対策を早急に検討する。
- (3) 災害医療訓練を通じた「BCP」等の深化や「DMAT」の体制強化に加え、備蓄品（燃料、水、食料・医薬品・診療材料）の充実などの取組を推進し、災害拠点病院機能の強化を図る。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医療従事者の確保・養成

- ア 「徳島医療コンソーシアム」を推進し、各医療機関や徳島大学をはじめとする高等教育機関と連携を図りながら、医師等の質の高い医療従事者の確保に努める。
- イ 「医学教育センター」による教育体制の充実を図り、研修を受講しやすい環境づくりや有資格者に対する手当創設等により、積極的な専門資格取得を促進し、質の高い医療従事者の養成・確保に努める。

【認定看護師数】

令和2年度当初配置数 6名 ⇒ 令和6年度目標配置数 10名

- ウ 将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、魅力的なプログラムづくりや質の高い研修指導医の確保・養成を推進する。
- エ 「看護専門学校」と緊密に連携した、質の高い看護人材の養成・確保を図る。
- オ 新人職員の教育のため、「パートナー制度」の導入を推進するとともに、職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図り、新人職員の定着を促進する。
- カ 県立病院と連携した職種・キャリア設計に応じた柔軟な教育・研修を促進する。

(2) 看護専門学校の充実強化

- ア 計画的な専任教員の資格取得を推進し、若年層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図る。
- イ 5Gを活用した遠隔授業など、徳島県総合看護学校との更なる連携を強化し、質の高い看護師の養成を図る。
- ウ 施設及び設備の適切な維持補修を行うなど充実した教育環境の整備を図る。

【看護専門学校・県内就職率】

第1・第2期中期計画期間平均実績値（平成25年度から令和元年度）	80%
→ 第3期中期計画期間平均目標値（令和3年度から令和6年度）	85%以上

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

- ア 職員の負担軽減等を図るため、多様な働き方に対応した柔軟な勤務体制の構築や労働時間の適正な管理を行うため、「勤怠管理システム」の導入を推進する。
- イ 各部署の業務をフロー化するとともに、マニュアルの作成を行い、業務の適正化やスリム化を図る。
- ウ 「院内ラウンド」のメンバーや場所等の見直しによる、効率的かつ効果的な各部門からの意見等の収集を行う。
- エ 職員の適正な評価を行い、モチベーション向上を図るため、「人事評価制度」の構築を推進する。
- オ 処遇の改善による人員確保に向け、県内の公的病院の状況を勘案しながら、初任給・昇給停止年齢の見直しなど、給与制度の改善を検討のうえ、実施する。
- カ 「徳島医療コンソーシアム」を活用した人事交流等による優秀な人材育成の促進や他病院の優良事例の取り込みを促進する。
- キ 「総合医療情報システム」の整備・充実による県立3病院との医療連携の強化を図る。

(2) 職員の就労環境の向上

- ア あいさつ運動の継続や院内行事の活性化を通じ、病院全体の「ワンチーム化」を推進する。
- イ 勤務形態の柔軟な運用により、ライフサイクルや家庭状況に応じた働き方の選択肢を充実させる。

ウ 病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設や各種手当の見直しなど、処遇改善の実現に向けた取組を推進する。

2 業務運営方法

(1) 収入の確保

ア ベッドコントロール機能の更なる向上を図り、適切な病床利用率の確保を図る。

【稼働病床利用率】

令和元年度実績値 74.4% ⇒ 令和6年度目標値 80.0%以上

イ 診療情報のより精緻な分析を実施し、課題の明確化に努めるとともに、適切な目標設定を行う。

ウ 診療報酬の請求漏れを防ぐためのマニュアルの作成や点検システムの導入を検討する。

エ 徴収業務の委託や損保会社による連帯保証人代行制度等を活用し、未収金の減少に努める。

(2) 費用の抑制

ア 県立病院との「医薬品」や「診療材料」の共同購入において、採用品目の拡大を図り、材料費の増嵩を抑制する。

イ 新たな「院内物流管理システム（SPD）」の検討・導入を行い、適正な在庫や消費の管理による経費削減や管理業務の負担軽減を図る。

ウ 契約事務の一元管理により、効果的な契約方法の見直しを推進する。

エ 委託費をはじめとする「固定経費」の徹底的な見直しを行う。

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【経常収支比率】

令和元年度実績値 97.3% ⇒ 令和6年度目標値 100.0%以上

【医業収支比率】

令和元年度実績値 95.2% ⇒ 令和6年度目標値 96.0%以上

1 予算（令和3年度から令和6年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収 入		
営業収益		29,112
医業収益		25,489
その他医業収益		3,623
営業外収益		2,445
運営費負担金収益		1,660
その他営業外収益		785
資本収入		5,711
短期借入金		3,200
長期借入金		2,511
その他資本収入		0
その他の収入		0
計		37,268
支 出		
営業費用		28,354
医業費用		28,307
給与費		17,134
材料費		6,500
経費		4,479
研究研修費		194
一般管理費		47
営業外費用		13
資本支出		8,025
建設改良費		3,409
長期借入金償還金		1,416
その他資本支出		3,200
その他の支出		12
計		36,404

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

＜予算＞

地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの

＜人件費の見積り＞

第3期中期目標期間中の総額を「17,181百万円」とする。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

＜運営負担金のルール＞

長期借入金元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和3年度から令和6年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収益の部		
営業収益		28,972
医業収益		25,489
その他医業収益		2,580
資産見返負債戻入		673
補助金収益		230
営業外収益		2,445
運営費負担金収益		1,660
その他営業外収益		785
臨時利益		11
計		31,428
費用の部		
営業費用		31,206
医業費用		31,159
給与費		17,779
材料費		6,500
経費		4,479
減価償却費		2,207
研究研修費		194
一般管理費		47
営業外費用		13
臨時損失		8
計		31,227
純利益		201
目的積立金取崩額		0
純利益		201

（注1）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）資産見返負債戻入、運営費負担金収益、及び減価償却費の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<収支計画>

地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

3 資金計画（令和3年度から令和6年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		
業務活動による収入		30,923
診療業務による収入		25,489
運営費負担金による収入		2,703
その他の業務活動による収入		2,731
投資活動による収入		0
運営費負担金による収入		0
その他の投資活動による収入		0
財務活動による収入		5,711
短期借入による収入		3,200
長期借入による収入		2,511
その他の財務活動による収入		0
前事業年度からの繰越金		2,617
計		39,251
資金支出		
業務活動による支出		28,367
給与費支出		17,134
材料費支出		6,500
その他の業務活動による支出		4,733
投資活動による支出		3,169
有形固定資産の取得による支出		3,157
無形固定資産の取得による支出		0
長期貸付金の貸付による支出		12
財務活動による収入		4,868
短期借入金の返済による支出		3,200
長期借入金の返済による支出		1,416
その他の財務活動による支出		252
翌事業年度への繰越金		2,847
計		39,251

（注1）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

（注2）運営負担金による収入，長期借入による収入、有形固定資産の取得による支出、及び長期借入金の返済による支出の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<資金計画>

地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

- ・ 800百万円

2 想定される事由

- ・ 賞与の支給等，資金不足が生じた場合の対応
- ・ 偶発的な出資増への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

- ・ 予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万㎡以上）等）

第8 剰余金の使途

- ・ 病院建物の整備・修繕，医療機器等の購入
- ・ 人材育成及び能力開発の充実等

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

(1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び第85条第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。

(2) 労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院理事長（以下「理事長」という。）が徳島労働局長と協議して定めた額とする。

(3) 医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

(4) 使用料の額の算定が(1)から(3)の規定により難しい場合の使用料の額は、(1)から(3)の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。

(5) (1)から(4)以外のものについては、別に理事長が定める額とする。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

- (1) 患者サービスの向上に向け、個室の十分な確保を図るとともに、患者ニーズに応じた病棟再編を検討する。
- (2) 病院新築後、15年以上が経過する施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに、医療機器においては、医療技術の進展や医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的な整備を推進する。

【中期計画期間の施設及び設備整備に関する計画】

(単位：百万円)

区 分	予定額	財 源
施設、設備及び 医療機器等の整備	3, 1 5 7	設立団体からの 長期借入金等

注1：金額については見込みである。

注2：各事業年度の長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 就労環境の整備

- 医療現場の働き方改革に向け、多様な医療人材（メディカルクラーク、看護助手、アクティブシニア）を積極的に活用し、タスクシフティング等による医師・看護師など職員の負担軽減を図る。

3 積立金の処分に関する計画

- 予定なし

令和4年度 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 年度計画

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

徳島県北部を中心に、香川県東部や兵庫県淡路島地域をも診療圏とする、吉野川北岸で唯一の「総合的診療基盤を持つ中核病院」として、求められる地域医療の充実と医療の質の向上を図る。

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

- 「徳島医療コンソーシアム」を推進するとともに、地域と共に育む、より良い病院づくりを目指し、「地域医療の充実」と「医療の質の向上」を図る。
- 「地域完結型」の中核病院として、「徳島県保健医療計画」及び「徳島県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実を図るとともに、鳴門市との連携による、徳島大学と共同した人材育成の推進やキャリアアップ支援による循環器内科医をはじめとする医師確保策を展開するなど、医療提供体制の充実・強化を図る。
- 紹介と救急による入院患者を積極的に受け入れるとともに、リニアックによる放射線治療や腹腔鏡下手術によるがん手術の増など、質の高いがん診療に取り組む。
- 認定資格等有資格者の専門性を発揮し、チーム医療の実践により治療・ケアの水準向上に取り組む。
- 医師・看護師をはじめ多職種による症例カンファレンスを充実する。
- 病棟薬剤業務や栄養指導業務などにおいて、コメディカルの各職種が専門性を発揮し、医師・看護師への積極的な支援と患者に対する指導業務を充実・強化する。
- 安全で質の高い医療の提供のため、地域の医療機関と連携を図りながら、委員会における検証と改善により、「クリティカルパス」の積極的な導入を推進する。

【目標】

・令和4年度 電子カルテ登録のクリティカルパス件数 42件
(令和元年度 23件)

- 「医療安全センター」を中心に、インシデント・アクシデント情報の収集・分析やリスク回避方策の検討・評価を行うとともに、医薬品の安全管理を徹底し、医療安全対策に万全を期すよう努める。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

- 医療・介護・福祉・生活等の総合窓口機能の充実に向け、MSWの増員など「患者サポートセンター」(R1.10設置)の体制強化を図り、入院予定段階から退院後まで、状況に応じた適切な療養を支援する。

- 「患者満足度調査」や「ご意見箱」を活用し、課題を的確に把握するとともに、患者サービスや病院運営の向上に取り組む。
- 職員や委託・派遣社員の接遇の向上に向け、研修会の開催の他、クレームに対する注意喚起を徹底する。
- 徳島県個人情報保護条例に基づき、各種個人情報を適正に管理するとともに、患者本人からの開示請求手続きに対して適切に対応する。
- 主な倫理的課題に対する対応マニュアルの院内全体への徹底と、研修会の開催により職員の人権意識の向上に取り組む。
- 患者の視点に立った医療を提供するとともに、インフォームド・コンセントを徹底する。
- 令和5年度の地方独立行政法人化10周年及び創立70周年の節目に向け、「鳴門病院まつり」（仮称）をはじめとするプレ事業の実施や記念事業の開催準備等に取り組む。
- 「病院パブリシティ企画委員会」を中心に、ホームページのリニューアルやSNSの活用、効果的な広報ツールの制作等に加え、市町の広報とのコラボを検討・推進することにより、当法人の魅力を積極的に情報発信する。
- 「鳴門病院まつり」（仮称）を開催し、鳴門病院ならではの高度医療機器と接する機会や地域住民の方々と連携した避難訓練の実施など、地域と一体となったイベントを展開する。

（3）救急医療の強化

- 2次救急医療機関として、令和2年度に新設をした「救急科」を「救急・総合診療科」へ改組し、救急総合診療医の確保による更なる救急患者受入体制の強化を目指し、救急搬送受入率の向上を図る。
- 連携医療機関をはじめ、鳴門市・板野東部・板野西部の各消防機関との定期的な連絡会及び症例検討会を開催し、更なる連携体制の強化を図る。
- 県北部の「最重要な救急医療施設」として、感染症にも対応可能な専用病床を有する「救急総合診療センター」（6床程度）の開設に向け、「救急総合診療センター整備PT」を中心に検討を進め、実施設計の策定等に取り組む。

【目標】

- ・ 令和4年度 救急搬送受入率 88%以上（令和元年度 85%）
- ・ 令和4年度 救急搬送患者受入件数 2,400件以上
（令和元年度 2,187件）

(4) がん医療の高度化

- PET-CT検診をはじめとする健康管理センターの検診事業の推進により、がんを早期に発見し、迅速な治療に結びつける。
- 「総合内視鏡センター」における内科と外科のカンファレンスを充実し、大腸がん手術件数の増加や外科と形成外科がチームで協働し、乳がんの切除と乳房再建の同時施行件数の増加に取り組む。
- 「地域がん診療連携推進病院」として、「高精度リニアック」や「PET-CT」などの高度医療機器の強みを活かし、「がん診療連携拠点病院」と連携した質の高いフルセットのがん医療提供体制の構築に向け取り組む。

【目標】

- ・令和4年度 外来化学療法延件数 1,500件 (令和元年度1,314件)
- ・令和4年度 がん入院患者延数 10,000人以上
(令和元年度 12,244人以上)

【目標】

- ・令和4年度 リニアック治療件数 1,710件

【目標】

- ・令和4年度 PET-CT検査件数 480件

- がん医療専門医師及びがん領域の認定看護師の各種認定資格の取得を促進するとともに、患者相談支援を充実する。
- がんリハビリテーションによる機能回復及び、「緩和ケアチーム」によるケアを推進する。
- フルセットのがん医療の提供に向け、「外来化学療法室移転・緩和ケア病棟設置PT」が中心となり、現在休床している6階西病棟を有効活用した、「緩和ケア病棟」(18床程度)の整備に向けた検討を進めるとともに、「外来化学療法室」を移転・拡充(12床程度)し、運用を開始する。

(5) 産科医療や小児医療の充実

- 「総合メディカルゾーン」における徳島大学病院や県立中央病院と連携し、産科及び小児科の診療体制の確保・充実を図るとともに、「無痛分娩」の実施など麻酔科をはじめとする各診療科との連携を促進する。
- 「助産師外来」、「母乳外来」等、助産師による活動を促進する。

(6) 特徴のある医療の更なる推進

- 「手の外科センター」において、医師・看護師・作業療法士が一体となって迅速かつ高度な治療を実施する。

【目標】

・令和4年度 手の外科手術件数 600件以上（令和元年度 606件）

- 「脊椎脊髄センター」において、「術中3Dイメージ装置」による手術の精度・安全性の向上を図りつつ、院内骨バンクの設置による同種骨移植など、難易度の高い脊椎脊髄手術を実施し、地域センター的機能を果たす。

【目標】

・令和4年度 脊椎脊髄手術件数 410件（令和元年度 498件）

- 「総合メディカルゾーン」や「徳島医療コンソーシアム」における医療連携を十分に図りながら、特色のある医療をさらに推進し、質の高い医療を提供するとともに、県内外に向け、積極的な情報発信による患者数の増加に取り組む。

【目標】

・令和4年度 糖尿病・内分泌センター利用件数 4,090件

- 「手の外科センター」や「脊椎・脊髄センター」とも十分に連携をしながら、急性期や回復期など、それぞれの時期や患者の方々の状態に応じた、適切な「リハビリテーション」の更なる充実を図る。

【目標】

・令和4年度 リハビリ職員1日平均実施単位数 17.5単位
(令和元年度 18.2単位)

(7) 生活習慣病に対する医療の促進

- 健康管理センターの検診機能やメニューを自治体や企業・団体に対して積極的に広報し、受入拡大に取り組むとともに、受診者に対する積極的な保健指導の実施に加え、精密検査等が必要な患者に対してフォローアップを強化する。

【目標】

・令和4年度 人間ドック件数 2,750件（令和元年度 2,612件）
・令和4年度 一般検診件数 20,000件（令和元年度19,183件）

- 高齢化の進行などに対応し、1日2回の透析治療により、透析患者の更なる増加に取り組む。

【目標】

・令和4年度 透析治療件数 9,400件（令和元年度 9,993件）

- 生活習慣病予防の充実・強化を図るため、「糖尿病・内分泌センター」において、糖尿病専門医・認定看護師等多職種チームにより、糖尿病教室・教育入院・フットケア外来等の一層の充実に取り組むとともに、地域の医療機関との連携を強化し、糖尿病・内分泌治療における地域センター的機能を果たす。
- 内視鏡センターをリニューアルし、人間ドックにおける胃がん検診（胃カメラ）を新設する。

（８）感染症対策の推進

- 院内感染対策を徹底しつつ、県と連携しながら、フェーズに応じた新型コロナウイルス感染症の入院患者の受入を積極的に行う。
- 鳴門市や鳴門市医師会と十分に連携をし、地域の方々の新型コロナウイルスワクチンの早期接種に取り組む。
- 「院内感染防止委員会」を中心に、感染防止訓練の実施や研修会の定期的な開催、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染防止対策など、組織的な院内感染対策に取り組む。
- 感染管理分野の認定看護師の養成を推進するなど感染管理部門の体制強化や、地域包括ケア病棟の整備においては、感染症対策を考慮したリバーシブルな設備整備を検討するなど、感染症対策を強化する。

２ 医療・介護連携の充実

（１）地域包括ケアの推進

- 令和２年１１月から運用を開始した「連携医療機関登録制度」を有効に活用し、地域医療機関との連携強化により、「紹介率」及び「逆紹介率」の向上に取り組む。

【目標】

- ・令和４年度 紹介率 78.0%以上（令和元年度 76.7%）
- ・令和４年度 逆紹介率 108.0%以上（令和元年度101.5%）

- 地域医療機関から積極的に紹介を受け、PET-CT・CT・MRI・マンモグラフィー等の高度医療機器による検査を行い、「地域医療支援病院」として専門性の高い診断を行う。
- 医師・看護師・MSW等が地域のケアマネージャーの参加の下、退院前カンファレンスを行い、退院後の療養に向けた緊密な連携を行う。

【目標】

- ・令和４年度 退院支援実施率 30.0%（令和元年度29.1%）

- 在宅医療実施機関・訪問看護ステーション・介護施設等との連絡会議の開催などにより連携を強化する。

- 回復期を担う病院から再発事例を受け入れるとともに、「在宅療養後方支援病院」として、連携医療機関の在宅療養患者について情報共有を行い、緊急入院など症状悪化に対応する。
- 新型コロナウイルス感染症収束後に向け、「地域包括ケアシステム創生PT」が中心となり、地域と連携しながら、在宅や介護施設で療養している患者の受入れや在宅復帰支援等に対応するため、「地域包括ケア病棟」の整備に取り組む。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

- 各自治体や企業と連携したPET-CT検診の強化や新たに創設した検診メニューを積極的にPRすることなどにより、人間ドッグ事業を推進する。
- 地域住民の健康増進に向け、各職種が講座開催などを通じ地域貢献に積極的に取り組む。
- 広報誌「鳴門病院だより」やCATV等に加えメールマガジンやLINEなど、新たな情報ツールを活用した積極的な情報発信を行うとともに、鳴門市など関係自治体と連携した健康・検診情報の提供に努める。
- 令和4年度から実施する「健診システム」と「総合医療情報システム」のデータ連携を活用し、地域住民の健康増進を積極的に推進する。

3 災害時における医療救護

- 吉野川北岸地域で唯一の「災害拠点病院」として機能充実・強化を図るため、「災害対策施設整備・施設リニューアルPT」を中心に、総合的な災害対策の実施について検討を行う。
- 平時から災害時までシームレスな医療機能の強化を図るため、大型ヘリが離発着可能な「ヘリポート」の設置の検討を進め、実施設計に取り組むとともに、南海トラフ巨大地震に対応した、周辺環境と調和のとれた「津波防潮壁」の整備に着手する。
- 地域住民や自治体などの関係機関が一体となった避難訓練や、県立病院との共同訓練の実施等、地域と連携した災害医療訓練を推進するとともに、訓練を通して課題を把握し、「事業継続計画（BCP）」の深化を図る。
- 災害備蓄品について、備蓄品目や全体的な備蓄量の検討を継続的に行い、適正な量の確保及び管理に努める。
- 「災害派遣医療チーム（DMAT）」の人員体制の充実を図るとともに、国や自治体の実施する広域災害医療訓練への参加を促進する。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医療従事者の確保・養成

- 県立病院と連携した5Gによる遠隔医療の推進など、「徳島医療コンソーシアム」における各医療機関や徳島大学をはじめとする高等教育機関と連携を図りながら、医師等の質の高い医療従事者の確保に努める。
- 「医学教育センター」において、病院としての機能向上や専門性の強化に資する計画的な研修を実施するとともに、研修を受講しやすい環境づくりや、有資格者に対する手当創設等により、先進病院での研修や学会への参加に加え、積極的な専門資格取得を促進する。
- 新人看護職員が基本的な臨床看護実践能力を修得し、臨床現場への適応促進や成長を支援することを目的とした、「臨床研修看護師制度」の導入を検討するとともに、看護水準の向上のため、計画的な認定看護師の養成等、高度・専門的な資格取得を促進する。

【目標】

・令和4年度 認定看護師配置数 7名（令和2年度当初配置数 6名）

- 自院の特色や県立病院や徳島大学病院など他の臨床研修病院との連携により、魅力ある研修プログラムを設定するとともに効果的なPRを実施するなど、マッチング強化を図ることにより、初期臨床研修医を確保する。
- 将来にわたり、当院での研修や勤務を希望する臨床研修医を確保できるよう、質の高い研修指導医の確保・養成に取り組む。
- 各部門でのスタッフ教育の中心となる中堅者リーダーの教育研修受講を促進する。
- 新人職員の教育のため、医療技術局への「パートナー制度」の導入を検討するとともに、職員の離職要因の分析及び情報共有による課題解消を図り、新人職員の定着を図る。
- 職員の意欲的な能力向上を促進し、定着率の向上を図るため、職種別キャリアラダーの導入に向けた検討を進める。

(2) 看護専門学校の充実強化

- 計画的な専任教員の資格取得を推進するとともに、臨床経験豊富な看護教員の養成のため、研修等への受講を促進するなど、若手層の教員の育成に努め、安定的な看護教育の確保を図り、鳴門病院をはじめ県内医療機関への就職を促進する。
- 高等学校との連携強化を積極的に展開するとともに、オープンキャンパス・ホームページ等の充実を図ることにより、優秀な看護学生を確保する。

- 5GをはじめとするICTを活用した遠隔授業や学生交流会，看護師教育課程カリキュラム改正にかかる連絡会議，実践力強化のための研修会の開催など，県立総合看護学校との連携を更に強化し，質の高い看護師の養成を図る。
- 学校施設及び設備の適切な維持補修を行うなど，充実した教育環境の整備を図る。

【目標】

- ・ 令和4年度 看護専門学校・県内就職率 85.0%
(平成25年度から令和元年度 実績値平均 80%)

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、根本的な業務運営の改善及び効率化に取り組み、赤字体質からの脱却を図り、安定的な病院運営を確保する。

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

- 「就業管理システム」の運用を開始し、職員の出退勤をはじめとする就業管理の適正化、及び各種帳票作成の自動化など業務の効率化を図る。
- 「マイナンバーカード」による健康保険証のオンライン資格確認を推進し、患者の利便性を図るだけでなく、保険証入力手続きの簡略化や保険請求の適正化などを図り、職員の負担を軽減する。
- 職員の能力の適正な評価とモチベーションの向上や人材育成に資するため、「人事評価制度」について、全職員への適用を推進する。
- 処遇改善による適正な人員の確保に向け、国の動向を勘案しながら、県立病院との初任給格差の改善を図るとともに、昇給停止年齢を50歳まで引き上げるなど、計画的な給与制度の見直しを検討する。
- 管理者によるヒアリングを通じて年度目標の達成状況や課題認識を共有し、組織としての業務運営の改善を推進する。
- 「職員提案制度」や「グループ表彰制度」等を効果的かつ積極的に活用し、職員の業務改善に対する意識向上に取り組む。
- 効率的かつ効果的な質の高い人材育成を促進するため、県立病院と連携し、看護職の相互交流に向けた検討を行う。
- 新たな「総合医療情報システム」の本格稼働を推進し、県立病院との医療連携や電子カルテシステムと各部門システムとの連携強化を図る。

(2) 職員の就労環境の向上

- 「院内感染制御チーム（ICT）」や「栄養サポートチーム（NST）」など各種院内チーム活動の活性化を図るとともに、あいさつ運動や院内行事の推進により、積極的に職員間のコミュニケーションを図り、病院全体の「ワンチーム化」を促進する。
- 「交替勤務制度」や「早出・遅出勤務制度」導入の検討を行うなど、勤務形態の柔軟な運用により、働き方改革を推進する。
- ストレスチェック制度の適切な運用などにより、メンタルヘルス対策を充実するとともに、休業した職員の円滑な職場復帰を支援する。
- 職員が心身ともに健康で働き続けられる、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを目指し、相談及び苦情等に組織的に対応する。

- 認定看護師や各種指導医など、病院収益に貢献する資格取得における新たな手当の創設を検討するとともに、各公的病院の例を参考にしながら各種手当を見直すなど、適切な処遇改善を実施する。
- 老朽化した院内保育所の改修を行うとともに、病児・病後児保育を実施するなど、安心して子育てができる働きやすい環境づくりに取り組む。

2 業務運営方法

(1) 収入の確保

- 次の新規入院・外来患者数の増加策に積極的に取り組むとともに、急性期病棟と地域包括ケア病棟との連携を図ることなどにより、在院日数の短縮や病床回転率を上昇させ、診療単価及び患者数の増加を図る。

- ・「連携医療機関登録制度」を活用した地域医療機関との連携強化
- ・救急医療体制の充実・強化による救急搬送患者の受入の促進
- ・健康管理センターと連携した二次検診の推進

【目標】

- ・令和4年度 平均在院日数 12.7日（令和元年度：13.0日）
- ・令和4年度 紹介率 78.0%以上（令和元年度 76.7%）※再掲
- ・令和4年度 逆紹介率 108.0%以上（令和元年度101.5%）※再掲
- ・令和4年度 救急搬送受入率 88%以上（令和元年度85%）※再掲
- ・1日平均新規入院患者数 15.4人（令和元年度 16.1人）
- ・令和4年度 手術件数 2,160件（令和元年度：2,328件）

- 病床管理業務支援システムの導入により「ベッドコントロールセンター」の機能を強化し、各病棟の連携を図りながら、適切な病床利用率の確保を図る。

【目標】

- ・令和4年度 稼働病床利用率 80.0%以上（令和元年度：74.4%）
※急性期病棟に限る。

- 診療情報のより精緻な分析を実施し、課題の明確化に努め、改善策の検討を行う。
- 診療報酬の請求漏れを防ぐため、医事委託業者との連携を強化するとともに、マニュアルの作成検討や点検システムの有効活用を図る。
- 診療報酬の請求漏れを防ぐため、医事委託業者との連携を強化するとともに、マニュアルの作成や点検システムの導入を検討する。
- 経営戦略課を中心として中堅・若手職員で構成された新たな「経営改善タスクフォース」（仮称）を発足し、新たな施設基準等の取得や様々な収益確保策を検討する。
- 未収金においては、発生の未然防止に加え、徴収業務の委託や損保会社による連帯保証人代行制度の活用を検討するなど、早期回収に取り組む。

(2) 費用の抑制

- 院内全体でコスト意識の醸成を図るため、各所属においてコスト削減に向けた業務改善に取り組み、優良事例については積極的に他所属への横展開を図る。
- 「経営改善タスクフォース」(仮称)において、委託費をはじめとする固定経費の削減・抑制策を検討する。
- 医薬品や診療材料の調達において、県立病院と連携した共同交渉を推進し、採用品目の拡大を図るとともに、日本最大の共同購入組織である(一社)日本ホスピタルアライアンス(NHA)を有効活用するなど、材料費の増嵩を抑制する。
- 医薬品や診療材料等の調達・使用・消費・補充といった一連の物流を適正かつ効率的に管理し、業務の効率化や業務負担の軽減を図るため、総合医療情報システムと連携した「院内物流管理システム(SPD)」を導入する。
- 競争入札により競争性や透明性を確保するとともに、複数年契約を推進するなど、費用の節減や事務の簡素化に取り組む。
また、効果的な契約方法の見直しを推進するため、契約事務の一元管理に向け、検討を進める。

第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【目標】

令和4年度 経常収支比率 100.0%以上（令和元年度 97.3%）
 令和4年度 医業収支比率 96.0%以上（令和元年度 95.2%）

1 予算（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
収 入		
営業収益		7,477
医業収益		6,004
その他医業収益		1,473
営業外収益		457
運営費負担金収益		252
その他営業外収益		205
資本収入		1,835
短期借入金		800
長期借入金		853
その他資本収入		182
その他の収入		5
計		9,774
支 出		
営業費用		7,364
医業費用		7,357
給与費		4,469
材料費		1,568
経費		1,268
研究研修費		52
一般管理費		7
営業外費用		2
資本支出		2,372
建設改良費		1,336
長期借入金償還金		236
その他資本支出		800
その他の支出		12
計		9,750

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

<予算>

地方独立行政法人の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの

2 収支計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	7,582
医業収益	6,004
その他医業収益	640
資産見返負債戻入	105
運営費負担金収益	165
補助金収益	668
営業外収益	457
運営費負担金収益	252
その他営業外収益	205
臨時利益	5
計	8,044
費用の部	
営業費用	7,942
医業費用	7,935
給与費	4,469
材料費	1,568
経費	1,268
減価償却費	578
研究研修費	52
一般管理費	7
営業外費用	2
臨時損失	4
計	7,948
純利益	96
目的積立金取崩額	0
総利益	96

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

<収支計画>

地方独立行政法人の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの

3 資金計画（令和4年度）

（単位：百万円）

区 分		金 額
資金収入		
業務活動による収入		7,758
診療業務による収入		6,004
運営費負担金による収入		1,085
その他の業務活動による収入		669
投資活動による収入		182
運営費負担金による収入		182
その他の投資活動による収入		0
財務活動による収入		1,653
短期借入による収入		800
長期借入による収入		853
その他の財務活動による収入		0
前事業年度からの繰越金		3,566
計		13,159
資金支出		
業務活動による支出		7,189
給与費支出		4,288
材料費支出		1,568
その他の業務活動による支出		1,333
投資活動による支出		1,296
有形固定資産の取得による支出		1,290
無形固定資産の取得による支出		0
長期貸付金の貸付による支出		6
財務活動による支出		1,082
短期借入金の返済による支出		800
長期借入金の返済による支出		236
その他の財務活動による支出		46
翌事業年度への繰越金		3,592
計		13,159

（注）給与改定及び物価の変動は考慮していない。

<資金計画>

地方独立行政法人の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

800百万円

2 想定される事由

- ・賞与の支給等，資金不足が生じた場合の対応
- ・偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し，又は担保に供しようとするときの計画

予定なし（7千万円以上の不動産（土地2万㎡以上）等）

第6 剰余金の使途

- ・病院建物の整備・修繕，医療機器等の購入
- ・人材育成及び能力開発の充実等

第7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

- (1) 患者サービスの向上に向け，さらなる個室の確保と適正配置を図るとともに，各種プロジェクトチームを活用し，患者ニーズに応じた病院施設の検討・整備を図る。
- (2) 施設及び設備の適切な維持補修を行うとともに，医療機器においては，医療技術の進展や医療需要，費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備する。

【令和4年度の施設及び設備等整備に関する計画】

(単位：百万円)

区 分	予定額	財 源
施設，設備及び 医療機器等の整備	1, 290	設立団体からの 長期借入金等

注：金額については見込みである。

2 就労環境の整備

働き方改革を推進するため、メディカルクラークや看護助などを積極的に活用し、タスクシフティングによる、医師・看護師など職員の負担軽減を図るとともに、より上位の診療報酬加算の獲得により、安定的な運営の確保に努める。

3 積立金の処分にに関する計画

- 予定なし